

## 運 営 規 程

事業所名	くろさわ病院
サービスの種類	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

### 1. 事業の目的、運営方針

心身の状態が要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、自己の有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の機能の維持・回復を目指す。

また、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを通じて、利用者自身の生活意欲の向上を図ると共に家族の介護負担の軽減を目的とする。

### 2. 従業者の職種、員数

- ・ 医師 1名以上
- ・ 理学療法士 1名以上
- ・ 作業療法士 1名以上
- ・ 言語聴覚士 1名以上

### 3. 従業者の職務内容

- ・ 医師  
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・ 理学療法士・作業療法士  
日常生活動作能力の維持・向上を目指す。日常生活動作能力や四肢の筋力測定や拘縮の有無といった身体機能と精神機能についての評価・報告を定期的に行い、医師と共同して利用者とその家族の希望や居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づいたリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ・ 言語聴覚士  
言語聴覚機能及び摂食機能の維持・向上を目指す。言語聴覚機能及び摂食機能や精神機能についての評価・報告を定期的に行い、医師と共同して利用者とその家族の希望や居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づいたリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導をおこなう。

#### 4. 営業日

通 常	月曜～金曜（祝日も含む）
年末年始	12月31日～1月3日は休業
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後5時00分

#### 5. サービスの提供方法及び内容

##### 〈提供方法〉

利用者のニーズと居宅介護支援事業者による居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画表）に基づいて利用回数を決定する

##### 〈内容〉

- ・ 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
- ・ 利用者個人の有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように運動療法や歩行訓練、バランス訓練等の身体能力の向上を目的としたリハビリをおこなう
- ・ 認知症等の症状のある利用者に作業療法的な訓練を実施し、認知症の進行を遅らせるための作業活動をおこなう
- ・ 言語聴覚機能や摂食・嚥下機能が低下している利用者に言語聴覚訓練や摂食・嚥下機能訓練等、言語聴覚機能や摂食・嚥下機能の維持・向上を目的としたリハビリをおこなう

#### 6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、旧佐久市の浅間・野沢・中込・東の区域とする。

#### 7. 利用料

介護報酬告示の額

#### 8. その他の費用

通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、以下の額とし、交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

- ・ 病院より片道2km以内 100円
- ・ 片道5km以内 200円
- ・ 片道10km以内 400円
- ・ 片道20km以内 750円
- ・ 片道30km以内 1000円
- ・ 片道30kmを超える場合は10kmまたは単数を増す毎に200円を加算する

## 9. サービス利用に当たっての留意事項

- ・ サービスの開始にあたり介護支援専門員からの利用者基本情報や主治医からの診療情報を基に、利用開始前に利用者の病状・身体状況、緊急時の対応・連絡先等を確認した後、サービス利用開始までに利用同意書の提出をしていただく
- ・ サービス利用の際、個人プログラムに沿ったりハビリを実施するに当たり、利用者及びその家族は身体・精神状況の維持・向上に努める日常における家庭生活においても、生活リハビリを実践出来るように当該施設と家族との連絡調整を密にする
- ・ 利用者は、居宅においてサービス事業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担する
- ・ 営利行為、宗教活動、特定の政治活動の他、利用者への迷惑行為は禁止とする

## 10. 虐待防止対策

事業者は、利用者及び家族の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる虐待防止に関する責任者を選定する

- ・ 成年後見人制度の利用を支援する
- ・ 苦情解決体制を整備する
- ・ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する

### 11. 感染症対策

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じる従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う

- ・ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める
- ・ 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その内容について、従業者に周知徹底する
- ・ 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備している
- ・ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

### 12. 非常災害対策

管理者は、各種の災害に備えた十分な防災対策を講ずるよう努める

- ・ 防火管理者を定め、消防計画及び防災計画の作成等防火管理上必要な業務を行わせる
- ・ 防火管理者は、消化器具の掲示、点検等定期的実施する
- ・ 建物内の火元責任者を定め、火災等の防止に努める
- ・ 消火、通報及び、避難の訓練を年2回以上実施する
- ・ 防災対策に関して、消防署の指導を受ける等、定期的な連携協力体制を確保する
- ・ 非常時に即応するため、平素から利用者の実態を把握し、心身の状態に応じた避難誘導、搬送の体制をマニュアル化する
- ・ 休日・夜間における非常災害対策として、併設病院、併設老健の当直者との事務

引継ぎを励行し、定期的に巡視を実施してもらう

- ・ 職員間、関連機関、利用者家族等との緊急連絡網を整備し、各所に掲示しておく
- ・ 非常時災害対策について、他施設と平素より情報交換し、地域住民等に対し、応援依頼が出来るよう人的信頼関係を構築し、相互の協力体制を形成する

### 1 3. 秘密保持及び個人情報の保護

事業者及びその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族、代理人等に関する秘密、個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取り扱い、利用終了後も同様の取り扱いとする。また正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の事由については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととする。

- ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ・ 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防居宅介護支援事業所〕）との連携
- ・ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ・ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ・ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

### 1 4. 業務継続に向けた取り組み

- ・ 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務改善計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

〈付則〉平成29年4月1日施行  
令和6年6月1日改定